

農業委員会申請から許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
 - ・有田川町農業委員会では、申請書の受付後、農業委員会の総会(毎月10日頃)に諮り、許可が出ましたら、翌平日に許可書をお渡しできるよう努めています。
 - ・農地転用(4条・5条)については1,000㎡以上の案件になると和歌山県常任委員会議に意見聴取しなければならないため月末の許可となります。
- なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

- ※ 相談は、農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
[住所:有田川町大字中井原136-2 産業課内 農業委員会事務局 TEL:0737-52-2111]



申請書の記入

- ※ 申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。
- ※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。



必要書類の入手

- ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。



申請書提出前の再確認

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。
- ※ 申請書は基本、正本と副本の2部作成していただきます。
- ※ 2・3条については申請書のみ2部、4・5条については添付書類もコピーして2部作成していただきます。



申請書の提出／受付

- ※ 申請書の受付:25日締切(土・日・祝日の場合は翌平日)
(11月、12月については締切日に変更がありますので 農業委員会事務局にお問い合わせください。)
- ※ 有田川町農業委員会では1部を農業委員会事務局にもう1部を地元農業委員に提出していただきます。
申請書は正本を地元委員に副本を農業委員会事務局に提出してください。



申請内容の審査

- ※ 2条は申請書の記載内容に漏れがないか、非農地証明基準に適合するか等を審査し地元委員や農業委員会事務局が現地調査を行います。
- ※ 3条は申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条は許可基準に適合するか等を審査し地元委員が現地調査を行います。
- ※ 4・5条は申請書に記載内容に漏れがないか、添付書類の不備がないか等を審査いたします。



農業委員会総会

- ※ 総会は原則15:00から行います。
- ※ 4・5条については地元委員、現地確認委員、農業委員会事務局で申請者立ち会いの下、10分程度現地調査を行います。(日程、時間については申請書提出後、事務局から申請者に通知いたします。)



許可書の交付

- ※ 2・3条、1,000㎡未満の4・5条については許可ができましたら申請者もしくは行政書士に連絡いたします。
- ※ ご足労ですが印鑑を持って、農業委員会事務局までお越してください。



常任委員会議意見聴取

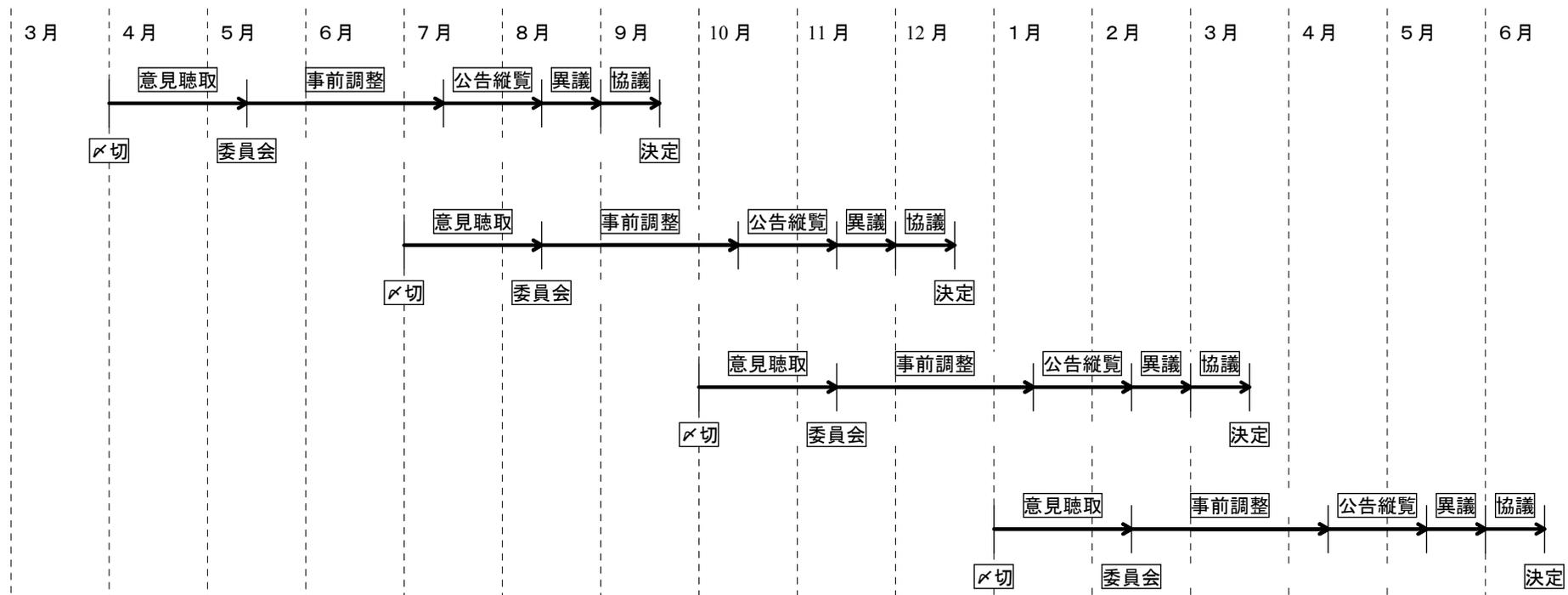
- ※ 毎月25日(土・日・祝日の場合は翌平日)に1,000㎡以上の4・5条の意見聴取会



許可書の交付

- ※ 許可ができましたら申請者もしくは行政書士に連絡いたします。
- ※ ご足労ですが印鑑を持って、農業委員会事務局までお越してください。

除外申請から決定までの事務の流れ



※公告縦覧期間おおむね30日間と異議申立期間15日間は法で定められた期間です。

※公告縦覧期間中は新たな案件の事前調整はできません。

※意見聴取は農協、土地改良区、農業委員会、各関係機関に行います。

申請書類の提出方法

上記締切日までに**正本1部、副本(全てコピーで可)**を作成し、**正本を産業課、副本を地元委員へ提出してください。**

- ・除外申請書の受付締切日は3月末、6月末、9月末、12月末(土・日・祝日の場合は翌平日)の年4回です。
- ・異議申立等がなく、事務処理がスムーズに進んだ場合、最短で6ヶ月弱で変更決定がなされます。ただしこれは最短の場合ですので、諸々の状況によりこれより長くなる場合があります。
- ・最短で決定がなされた場合、各申請者への決定通知と直近の農地転用許可申請書類の締切日が近接してくることになります。農転許可をお急ぎの場合は事前にご準備下さい。
- ・農地転用許可があるまでは事業を実施することはできません。許可前に着手した場合は工事差し止め等の措置を行う場合があります。